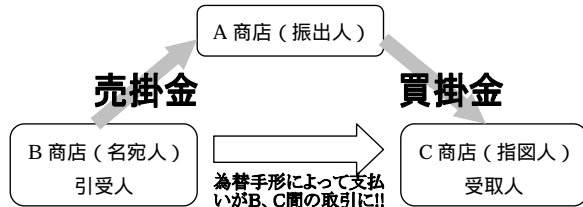


ねらい 為替手形の仕訳をマスターする。

為替手形とは、手形の作成者（振出人）が特定の者（名宛人）に対して、手形に記載した期日（支払期日または、満期日）に手形に記載した金額（手形金額または手形代金）を特定の者（指図人）に支払うことを依頼したものです。



上の図ではA商店がB商店に対して売掛金 100,000 あります。本来なら、B商店に100,000 円請求して支払ってもらうこととなります。それとは別にA商店はC商店に対して買掛金が100,000 円あったとします。そうするとA商店はC商店に100,000 円支払わなければなりません。しかし、よくよく考えてみると、A商店はB商店から100,000 円回収してC商店に100,000 円支払うのであれば、最初からB商店がC商店に100,000 円支払ってもらえば同じ事になり、A商店の手間が省けます。このような時に為替手形を使用します。A商店が「C商店に支払うべきお金はB商店が支払います」という手形を、B商店の承認を得て、C商店に振り出すのです。この場合B商店の承認してもらうことを引受といいます。

為替手形には3者の取引相手が出てきますが、それぞれ3者の仕訳は異なってきます。

例1 上記の場合、A商店（振出人）の仕訳  
 （借方） 買掛金 100,000 （貸方） 売掛金 100,000

振出人の処理（A商店）は、為替手形により、B商店がC商店に100,000 円を支払うこととなりますので、A商店は回収や支払いの必要がありません。つまりB商店への売掛金がなくなると同時にC商店への買掛金もなくなるのです。

例2 上記の場合、B商店（名宛人）の仕訳  
 （借方） 買掛金 100,000 （貸方） 支払手形 100,000

引受人の処理（B商店）は為替手形により、A商店に対する買掛金が、引受により、C商店に対する手形に変わりますので、B商店がC商店に約束手形を振り出したのと同じになります。

例3 上記の場合、C商店（指図人）の仕訳  
 （借方） 受取手形 100,000 （貸方） 売掛金 100,000

受取人の処理（C商店）は為替手形により、B商店から受取手形を受取るのと同じですので、受取手形勘定を使用します。

### 為替手形見本

No. 為替手形 No. CB226015		大阪 001-02
支払人（引受人名） 大阪市北区梅田1-1-1		
収入 印紙	金額	支払期日 平成15年8月30日
	¥1,000,000※	支払地 兵庫県神戸市
(受取人)		支払場所 京阪銀行 神戸支店
株式会社奈良商店 顧客またはその指図人へこの為替手形と引換えに上記金額をお支払い下さい。		引受 平成15年 8月 1日
平成15年 8月 1日		大阪市北区梅田1-1-1 大阪商事株式会社
振出地 兵庫県神戸市北区山城1-1		
住所 株式会社 神戸商店		
振出人 代表取締役 元町太郎		

為替手形は上記の用になっています。

### 為替手形の仕訳

振出人の場合	借方	貸方
	買掛金	売掛金

為替手形の振出人は売掛金と買掛金の相殺なので、「～手形」という勘定は発生しません。

名宛人の場合	借方	貸方
	買掛金	支払手形

指図人の場合	借方	貸方
	受取手形	売掛金

**為替手形の決済では、今までの手形取引と同じように、処理します。**  
 為替手形を受取ったら受取手形、支払ったら支払手形仕訳を行います。